

ふれあい サロンって どんな ばしょ？

ふれあいサロンを 立ち上げたい方へ

ふれあいサロンって？

望まない孤独・孤立を防ぐために、地域の皆さんが主体となつてつくる、「交流と支え合いの居場所」です。

活動内容

おしゃべり・ウォーキング・体操など様々！
皆さんの自由な発想で活動ができます。

健康麻雀



体操



料理



ふれあいサロン支援事業の財源

財源は、「歳末たすけあい募金」や「社会福祉協議会への寄付など」です。

地域の皆さまからのご寄付を熱意ある
サロン活動に役立ててください！

登録までの流れ



①相談

サロン内容や登録条件などの確認

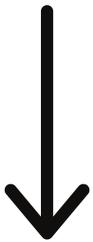
- ・望まない孤独・孤立を防ぐための活動であること
- ・住民による自主的・自発的活動であること
- ・世話人が3人以上いること（過半数が区内在住・在勤）
- ・参加者を制限しない地域に開かれた場であること
- ・月に1回以上活動し、対面形式であること
- ・政治・宗教・営利を目的としないこと



②お試し 開催

職員が訪問し、サロンスタッフと以下を確認

- ・サロンの登録条件を満たしていること
- ・継続して活動できること

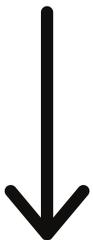


※会場費が必要な場合、この段階では自己負担です。

③登録カード 提出

社協に書類を提出

- ・「ふれあいサロン登録カード」と「振込口座確認書」を提出して下さい。
- ・会場助成金を申請する場合は、別途必要書類の提出が必要です。



④登録完了

活動開始

- ・活動報告書を年1回、3月末に提出します。
- ・登録は自動更新です。
1年間活動実績がない場合は登録取り消しとなります。
- ・登録内容に変更があった場合、活動中、怪我や事故が発生した場合は、速やかに社協にご連絡ください。

ふれあいサロンへの支援

活動助成金

- ・年1回活動助成金として5000円を助成します。
- ・登録の翌年、5月下旬に各サロンの指定口座に振り込みます。

会場助成金

- ・貸出施設を利用する場合、実際にかかった会場使用料の一部を助成します。
(※1回の開催につき、1500円。月2回まで。)
- ・登録時に、会場使用料が記載された規約の提出が必要です。
- ・3ヶ月に1回、申請書と領収書の提出が必要です。
(※書類に不備がある場合、助成金はお支払いできません。)
- ・地域学習センター、住区センターは使用料減額・免除申請の対象施設です。

広報・PR・後方支援

- ・サロン運営についての相談
- ・交流会・研修会の開催
- ・チラシの作成・印刷（白黒印刷・1回につき30枚）
- ・各種ホームページへの掲載



ふれあいサロンの立ち上げにご興味がある方はご相談ください！

問合せ先

足立区社会福祉協議会 基幹地域包括支援センター
〒121-0816 足立区梅島2-1-20 1階（足立消防署横）
☎:03-6807-2127 FAX:03-5681-3374